愛媛県留置施設視察委員会

１　趣旨

留置施設視察委員会は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、留置施設を視察し、その運営に関して意見を述べる部外第三者からなる機関として設置されています。

２　委員会の組織

⑴　委員数

委員は、県条例の規定により、４人で組織されています。

⑵　条件、任命

委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、県公安委員会が任命します。

⑶　任期

任期は１年ですが、３回に限り再任することができます。

３　委員会の権限

⑴　留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者（注）に意見を述べることができます。

⑵　視察に際し必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、委員による被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

（注）警察署留置施設の場合は警察署長

４　委員会の意見等の公表

委員会が述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容については、ホームページでその概要を公表します。

５　委員会の活動状況

令和７年度中は４回にわたり委員会を開催し、県下の５つの留置施設を視察しました。

視察後の会議では、運営への改善意見はなく、今後も適正な運営に努める方針となりました。

６　委員会の意見及び留置業務管理者の取組状況（令和８年度）

委員会の意見	留置業務管理者の取組状況
○ 洗面具入れの換気の改善	○除湿剤を洗面具入れに置いたもの 引き続き、施設設備の管理と適正な処遇に努めます。
○ 留置場内の臭い対策	○居室トイレのこまめな水洗を実施 引き続き、適正な環境整備に努めます。

７　委員会の感想

⑴　被留置者に対する適正な処遇がなされている。

⑵　翻訳機を用いるなど外国人被留置者への対応も適切である。

⑶　健康面（運動）について「スクワット表」を用いるなど工夫がなされている。